

議案第 23 号

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 24 年 3 月 1 日提出

長久手市長 吉田一平

説 明

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による図書館法の一部改正に伴い、及び会議室に無線 LAN スポットを構築し、会議室を常時開放することに関し、長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による図書館法の一部改正に伴い、及び会議室に無線 LAN スポットを構築し、会議室を常時開放することに関し、長久手市中央図書館の設置及び管理に関する条例を改正するものです。

(背景・目的) 図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命基準を条例で定めること及び会議室に無線 LAN スポットを構築し、会議室を常時開放することにより、利用者の利便性の向上を図ることを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 図書館協議会の委員の任命基準を追加すること。(第4条関係)
- (2) 使用料の対象施設から会議室を削ること。(別表関係)
- (3) 所要の規定の整理を行うこと。

3 今後の影響

条例の改正により、利用者の利便性の向上が図られます。

4 附則について

この条例は、平成24年4月1日から施行するものとします。